平成２８年（フ）第６５６号
兵庫県尼崎市食満５丁目２番７－105号
債務者　中村真寿美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６５７号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目54番地　サンシティ21　501号
債務者　木川　廣巳
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８６号
広島県呉市焼山此原町12番３－204号
債務者　小林　美和
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１１１号
福岡県飯塚市枝国450番地１　安部コーポ503号
債務者　田中　弘恵
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１２号
福岡県飯塚市口原103番地
債務者　吉原　　翼
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第８１号
福岡県直方市大字感田2254番地２
債務者　近藤　和美
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４５９号
熊本市東区健軍２丁目18番６号　Ｔ・サンパル302号
債務者　渡邉　美紀
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０４号
埼玉県蓮田市西新宿１丁目82番地　グランハイム宮沢Ｇ－102号
債務者　山岸　真志（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８３号
さいたま市浦和区大東１丁目１番５号　パストラル浦和Ａ棟101
債務者　大津　直美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８７号
埼玉県上尾市栄町12番14号　グリーンビラＢ－201
債務者　渡邉めぐみ
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３２号
埼玉県蕨市塚越５丁目39番６号　パレ　ブランシェ205号、住民票上の住所埼玉県蕨市塚越５丁目39番６号　パレ・フランシェ205号
債務者　宮下　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６９号
千葉県船橋市高根台３丁目３番249棟107号
債務者　飯島　道雄
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２２０号
千葉市中央区千葉寺町876番地　千葉寺県営住宅１棟526号
債務者　山川　　實
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３８号
千葉市緑区誉田町３丁目60番地　誉田ハイツ
債務者　風戸　正一
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４７号
千葉市中央区松ケ丘町79番地８　ガーデンコート松ヶ丘201号
債務者　中村　孝二
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６３号
千葉県八千代市勝田台１丁目14番地６　トラストホーム勝田台202号
債務者　渡辺　末雄
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７２号
千葉市緑区高津戸町２－229
債務者　根本　　薫（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係